

●香川県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年5月22日

香川県知事 真鍋武紀

1 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市小海字川北1155、1157の1、1175、1186、1187、1190、1192、字北谷1383、1506、引田字中山1850の1、入野山字上末国2185の1、2196の1、2196の2、さぬき市末字山田697、698の1、鴨部字池ノ内2827の1から2827の4まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市事業部経済課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）